

入札説明書等配布資料一覧表

件 名 2024年外国雑誌Clinical Key

番号	資 料 名	部 数 等
01	入札説明書	1部
02	地方独立行政法人秋田県立病院機構 契約事務取扱規程・会計規規程抜粋	1部
03	物件購入契約書（案）	1部
04	入札参加資格確認申請書	1葉
05	入札書	1葉
06	委任状	1葉
07	仕様書	1葉
08	消費税算出表	1葉

上記内容について、落丁等がないか確認してください。

秋田県立循環器・脳脊髄センター

入札説明書

令和5年11月17日

この入札説明書は、秋田県立病院機構契約事務取扱規程（以下規程）及び本件入札に係る公告（以下「入札公告」という。）のほか、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 担当等

(1) 住所及び担当名

秋田市千秋久保田町6番10号 郵便番号 010-0874

秋田県立循環器・脳脊髄センター 事務部総務管理課

電話番号 018-833-0115

FAX番号 018-833-2104

(2) 入札執行者

地方独立行政法人秋田県立病院機構理事長 鈴木 明文

2 入札に付する事項

(1) 件名

2024年外国雑誌 Clinical Key

(2) 規格・仕様等

別添仕様書による

(3) 履行期間

令和6年1月1日から令和6年12月31日まで

(4) 納入場所

秋田市千秋久保田町6番10号

秋田県立循環器・脳脊髄センター

(5) 支払方法

秋田県立病院機構会計事務等取扱規程第14条により一括前払い

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

(1) 秋田県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項、第3項及び第4項の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 秋田県が発注する物品の買い入れ等の競争入札に参加する資格を有するか、過去3年間に当機構との間に複数回、本件と同種の取引実績を有すること。

4 入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、別に配布する入札参加資格確認申請書等を次に

より提出しなければならない。

① 提出書類等

ア 入札参加資格確認申請書

イ 上記 3 (3) を証明する資料

② 提出方法

令和 5 年 1 1 月 1 7 日 (金) から令和 5 年 1 1 月 2 8 日 (火) まで。ただし、秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第 2 9 号) 第 1 条第 1 項に規定する県の休日 (以下「休日」という。) を除く。

③ 提出時間

午前 9 時から午後 5 時まで

④ 提出部数

1 部

(2) 期限までに (1) ①の資料を提出しない者又は審査の結果入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(3) 入札参加資格の審査結果については、令和 5 年 1 1 月 3 0 日 (木) に郵便又は F A X で通知する。

(4) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合は、令和 5 年 1 2 月 1 日 (金) 午後 5 時までに、書面により 1 (1) の場所に到着させなければならない。質問書の様式は申請者が A 4 サイズで任意に作成する。

回答は令和 5 年 1 2 月 4 日 (月) までに書面で行う。

(5) 提出された資料は、返却しない。また、資料の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

なお、提出された資料は公表しない。また、無断で使用することはない。

5 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等について質問がある者は、令和 5 年 1 1 月 2 9 日 (水) までに F A X で 1 (1) の場所に提出しなければならない。

(2) 質問書の様式は、申請者が A 4 サイズで任意に作成する。

(3) 回答については、質問した者に対して令和 5 年 1 1 月 3 0 日 (木) までに随時 F A X で行うほか、周知が必要な内容と判断されたものについては、入札説明書の交付を受けた他の者全員に対しても同日までに同回答書を F A X、またはメールにより配付する。

6 入札、開札の日時及び場所等

(1) 令和 5 年 1 2 月 8 日 (金) 1 3 時 3 0 分

秋田県立循環器・脳脊髄センター 2 階第 1 会議室

ただし、郵便による入札については、令和 5 年 1 2 月 7 日 (木) 午後 5 時までに 1 (1) に掲げる場所に提出すること。

(2) 入札書の様式は、別添「入札書」様式を用いること。

(3) 入札書一式は封筒に入れ、その封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」及び

「2024年外国雑誌 Clinical Key」と記載のうえ、提出すること。

- (4) 郵送による場合は二重封筒とし、外封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、内封筒に6(3)の内容を記載し、入札執行者あての親展とし、配達証明付書留郵便にて6(1)ただし書きの提出期限までに到着させること。

7 入札金額

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 開札の方法等

- (1) 開札は、原則として入札者又はその代理人が同席のもとに行うものとする。
なお、代理人が入札を行う場合は、別添の委任状を提出しなければならない。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を提示しなければならない。
- (3) 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは不調とし、別途最低金額入札者と随意契約の交渉を行うことがある。
- (5) 開札に立ち会う場所に持参するもの
 - ① 開札に立ち会う者の身分証明書(運転免許証等)
 - ② 再度の入札に使用する印鑑(印影の変化する印鑑を除く。)
 - ③ 委任状(代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。)
- (6) 開札に出席しなかった者への結果通知については、令和5年12月11日(月)に郵便又はFAXで行う。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行なわれたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札(外国人又は外国法人にあっては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。)

(9) 所定の期日までに到着しない郵便による入札

(10) (1)～(9)に定めるほか、指示した条件に違反すると認められる入札

10 落札者の決定方法

(1) 品目ごとの最低価格落札方式とし、契約事務取扱規程第8条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者はただちに別添「消費税算出表」を作成して1(1)まで提出すること。

11 契約書作成の要否

要

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札者の見積もった入札金額の100分の5以上の金額とする。ただし、契約事務取扱規程第7条の規定に該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、契約事務取扱規程第29条の規定に該当する場合は免除する。

13 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。

(3) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。

(4) この入札説明書の交付を受けた者は、秋田県立循環器・脳脊髄センターから提供を受けた文書、図面、データ等（追加資料を含む）を第三者に漏らしてはならず、本件の調達手続き以外の目的（広告、宣伝、販売促進等を含む）に使用してはならない。

14 問い合わせ先

秋田県立循環器・脳脊髄センター 事務部 総務管理課

〒010-0874 秋田県秋田市千秋久保田町6番10号

電話番号 018-833-0115

FAX番号 018-833-2104

地方独立行政法人秋田県立病院機構契約事務取扱規程（抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

- 第3条 理事長は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 法人が行う競争入札に参加できる者は、原則として秋田県の建設工事、測量・建設コンサルタント等及び委託役務並びに物品調達に関する入札参加資格登録を得ている者とする。
- 3 理事長は、秋田県により指名停止の措置がなされている者を、当該指名停止の期間、競争入札に参加させないことができる。
- 4 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。
- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

（入札保証金の納付及び還付）

- 第6条 会計規程第42条第1項に規定する入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積る契約金額の100分の5以上の金額とする。
- 2 入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、当該各号に定めるところによる。
- 一 国債又は地方債 額面金額又は登録金額
 - 二 政府の保証のある債券又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額
 - 三 銀行又は理事長が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
 - 四 銀行又は理事長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額
 - 五 銀行又は理事長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権の証書に記載された債権金額
 - 六 銀行又は理事長が確実と認める金融機関の保証 保証書に記載された保証金額

- 3 入札保証金は、落札者が納めたものについては契約を締結した後に、その他の者が納めたものについては入札終了後速やかに還付するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、落札者が納めた入札保証金は、その者の申出により契約保証金に充当することができる。

(入札保証金の免除)

第7条 理事長は、契約の締結に当たり競争入札の方法によろうとする場合において、入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券が提出されたとき。
 - 二 第3条又は第4条に規定する資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（以下「特定事業」という。）を実施する場合にあっては、落札者が設立する株式会社（以下「特定事業実施会社」という。）が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - 三 指名競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第二号又は第三号の規定による入札保証金の納付の免除は、概ね次の要件を満たす場合とする。
- 一 国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人が行った過去の入札において、落札後契約を確実に締結していること。
 - 二 国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人と交わした過去の契約において、契約を誠実に履行していること。
 - 三 社会的及び経済的信用、技術並びに能力を有していること。

(一般競争入札における予定価格)

第8条 理事長は、契約する事項に関し、当該事項に関する仕様書、設計書等に基づき予定価格を作成しなければならない。

- 2 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 3 理事長は、その一般競争入札に付する事項の予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、入札及び契約の手續の透明性の向上を図るため必要と認めて当該入札執行前にその予定価格を公表するときは、この限りでない。

(契約保証金の納付)

第28条 会計規程第43条第1項に規定する契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の金額とする。

- 2 第6条第2項の規定は、契約保証金の納付について準用する。
- 3 契約保証金の納付は、前項に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和20年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

（契約保証金の免除）

第29条 理事長は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- 三 一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 四 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- 五 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- 六 指名競争入札に係る契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円以内であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 七 前各号に掲げるもののほか、その他理事長が契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認めたとき。

地方独立行政法人秋田県立病院機構会計規程（抜粋）

（入札保証金）

- 第42条 競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者に別に定める率又は額の入札保証金を納めさせるものとする。
- 2 前項の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債の他、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- 一 銀行振出小切手
 - 二 銀行保証小切手
 - 三 郵便振替貯金払出証書
 - 四 郵便振替証書
- 3 前項の場合において、国債及び地方債の担保の価値は、その額面金額によるものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、入札保証金は、別に定めるところにより免除することができる。

（契約保証金）

- 第43条 法人と契約を締結する者に別に定める率又は額の契約保証金を納めさせるものとする。
- 2 前条第2項、第3項及び第4項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付について準用する。

地方独立行政法人秋田県立病院機構会計事務等取扱規程（抜粋）

（前払）

- 第14条会計規程第23条第3項に基づき前払できる経費は、次のとおりとする。
- 一 官公署に対して支払う経費
 - 二 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入に要する経費
 - 三 土地又は家屋の買収によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料四定期刊行物の代価、定額制供給に係る電燈電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料
 - 五 保険料
 - 六 運賃
 - 七 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共事業に要する経費
 - 八 前金で支払をしなければ契約し難い研究、調査等の委託に要する経費。
- 2 前項に規定するもののほか、業務の運営上特に必要があるときは、理事長の承認を受けて前払をすることができる。

物件購入契約書（総額の契約）

品名	2024年外国雑誌 Clinical Key
規格	別紙仕様書のとおり
数量	別紙仕様書のとおり
契約金額	¥ 〇〇〇-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	¥ 〇〇〇-
履行期間	令和6年1月1日から令和6年12月31日まで
物件引渡場所	秋田県秋田市千秋久保田町6-10 秋田県立循環器・脳脊髄センター
契約保証金	免除
適用除外条項	第2条

（注）取引に係る消費税及び地方消費税の額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額とする。

上記の物件購入について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外事項は、上記のとおり）によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 秋田県秋田市千秋久保田町6番10号
地方独立行政法人秋田県立病院機構

理事長 鈴木 明文

受注者

物件購入契約約款(総額の契約)

(総則)

- 第1条 発注者(以下「甲」という。)及び受注者(以下「乙」という。)は、本契約約款(契約書及び仕様書を含む)に基づき日本国の法令を遵守し、誠実にこれを履行しなければならない。
- 2 乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなければならない。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 4 この契約約款に定める請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この契約約款における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- (1) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。
- (2) 政府の保証のある債券又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額による。
- (3) 銀行又は甲が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。))をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
- (4) 銀行又は甲が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。
- (5) 銀行又は甲が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
- (6) 銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (1) 乙が保険会社との間に甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 乙が過去2年の間に国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと甲が認めるとき。
- 3 前項第1号の場合においては、乙は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- 4 契約金額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額の100分の10に相当する

額に達するまで、甲は、契約保証金の増額を請求することができ、乙は、契約保証金の減額を請求することができる。

5 甲は、乙が契約の履行を完了したときは、契約保証金を乙に返還するものとする。この場合には、利息は付さない。

(権利義務の譲渡等)

第 3 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

(納入)

第 4 条 乙は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、甲がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(納入期限の延長)

第 5 条 乙は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

3 甲は、第 1 項の申出があったときは、その理由を審査し、やむを得ないと認めるときは、乙と協議して納入期限を変更するものとする。

(検査)

第 6 条 甲は、納入日から 14 日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち合わないときは検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 第 1 項の検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し、消耗し、又はき損したものの復元又は補填に要する費用は、すべて乙が負担するものとする。

4 甲は、第 1 項の検査において、物品の全部又は一部が契約に違反し、不合格となったときは、乙に物品の取替又は改善を請求することができる。

5 甲は、乙が前項の取替又は改善をしたときは、前各項の例により検査を行うものとする。

(所有権)

第 7 条 物品の所有権は、前条第 1 項又は第 5 項の検査に合格と認めた物品を納入場所において確認したときをもって甲に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失等の危険負担はすべて乙が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第 8 条 乙は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、甲の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は、相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前 2 項の場合において、甲がその契約不適合を知った時から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、前 2 項の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の請求及び支払)

第 9 条 乙は、第 6 条の規定による甲の確認後、適法な請求書を甲に提出するものとする。ただし、第 4 条の

規定により一部の納入が認められたときは、その残部のすべてが納入され、第 6 条の規定による甲の確認後、適法な請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を受理した日から 30 日以内に代金を乙に支払わなければならない。
- 3 甲は、前項の期間内に代金を支払うことができないときは、前項の期間満了の日の翌日から代金支払の日までの日数に応じ、当該未支払代金に対し年 3 パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払わなければならない。
- 4 甲は、第 1 項の請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部に契約不履行があることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を乙に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、甲が乙から是正した請求書を受理した日までの期間は、第 2 項の規定による支払い期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の契約不履行が、乙の故意又は重大な過失によるときは、その請求書の提出は無効とする。

(履行遅滞による遅滞料)

- 第 10 条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の到来の日の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額(履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の金額)につき、年 3 パーセントの割合で計算した額を遅滞料として甲に支払わなければならない。
- 2 前項の遅滞料徴収日数の計算については、第 6 条第 1 項及び第 5 項の検査に要した日数並びに乙の故意又は重大な過失によらない事由による同条第 4 項の取替又は改善に要した日数は、算入しないものとする。

(甲の解除権)

- 第 11 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 乙の責めに帰する理由により納品期間内に納品を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
 - (4) この契約に定める条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。
 - (5) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
 - (6) 甲が行う物品の検査に際し乙に詐欺その他の不正行為があったとき。
 - (7) 乙からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を、甲の指定する日までに、甲に支払わなければならない。
 - 3 前項の場合において、甲は、第 2 条第 1 項の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
 - 4 前 2 項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
 - 5 乙は、この契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して年 3 パーセントの割合で算出した額を遅滞料として併せて甲に納付しなければならない。
 - 6 甲は、第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 第 12 条 甲は、この契約に関して乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」とい

う。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は第7条の9第1項若しくは第2項の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき、又は第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第7項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者に該当すると認められたとき。

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(乙が個人である場合にあってはその者を、乙が法人である場合にあってはその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団関係者が顧問に就任するなど、事実上経営に参加していると認められるとき。
 - (3) 役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために暴力団関係者を使用したと認められるとき。
 - (4) 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として契約金額の100分の5に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(既納入物品の取扱い)

第14条 甲は、第11条第1項又は6項の規定によりこの契約を解除したとき、物品の既納入部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、乙は、その代金を請求することができる。

2 前項の代金の請求及び支払に関しては、第9条の規定を準用するものとする。

(乙の解除権)

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 甲がこの契約に違反し、その違反により物品を完納することが不可能となったとき。
- (2) 天災その他自己の責めに帰することができない理由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となったとき。

(乙の損害賠償請求)

第16条 甲は、第11条第6項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

2 前項の規定は、前条第1号に該当し、同条の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

(甲の損害賠償請求)

第 17 条 乙は、この契約に関して第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の総額の 100 分の 20 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、この契約の履行が完了した後も同様とする。

(1) 乙が排除措置命令を受け、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号。以下「行訴法」という。)第 14 条第 1 項又は第 2 項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

(2) 乙が納付命令を受け、行訴法第 14 条第 1 項又は第 2 項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 乙が排除措置命令又は納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 第 12 条第 4 号に規定する刑が確定したとき。

(5) 第 12 条第 5 号に該当したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償額を超える場合において、甲がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約の変更)

第 18 条 この契約締結後、経済情勢及び市況の変動により、契約金額が不相当と認められるときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(相殺)

第 19 条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(紛争の処理)

第 20 条 乙は、この契約に関し第三者との間に甲の責めに帰さない紛争が生じたときは、乙の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

(個人情報の保護)

第 21 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義等の決定)

第 22 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の適正な取扱いについて、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務の責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。これらの者を変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、従事者に、責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第5 乙は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合の守秘義務の期間は、第2の期間に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施等)

第6 乙は、個人情報の適正な取扱い、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記事項において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、責任者及び従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、責任者及び従事者に対して、在職中又は退職後においてもその業務に関して知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用してはならないこと、これに違反した場合の罰則規定が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）にあることその他個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を周知しなければならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為（以下「再委託」という。再委託の相手方が当該再委託をする者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）をしてはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。承諾を得た再委託の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報の適正な取扱いに関する措置の内容
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の適正な取扱いの方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、再委託の相手方が更に再委託（以下「再々委託」という。）を行う場合以降について準用する。これらの場合において、「乙」とあるのは「再々委託する者」等と、「再委託の相手方」とあるのは「再々委託の相手方」等と、「再委託契約」とあるのは「再々委託契約」等と委託の段階に応じて読み替えるものとする。

(取得の制限)

第8 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(個人情報の安全管理)

第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いについて、法に基づく安全管理措置を講ずるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除、機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

(漏えい等の防止)

第12 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、甲からこの契約による業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受ける場合は、甲が指定した手段、日時及び場所で引渡しを受けた上で、甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更する場合も、同様とする。
- 4 乙は、甲が承認した場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとする場合も、同様とする。
- 6 乙は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承認した場合を除き、当該パソコン等を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等その他の私用物を持ち込んで使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、秘匿性等その他の内容に応じて、次の各

号に定めるところにより管理しなければならない。

- (1) 個人情報は、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
- (2) 個人情報を電子データとして保存又は甲の承認を得て持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
- (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録されたパソコン等及びそのバックアップの保管状況並びに個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
- (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、日時及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第13 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、業務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄又は消去する場合は、事前に廃棄又は消去すべき個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法及び処理予定日を書面により甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による業務に関して知り得た個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

6 乙は、個人情報を廃棄又は消去した場合には、甲に対し、その日時、担当者名及び廃棄又は消去の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(報告)

第14 乙は、甲からこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第15 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託の相手方(第7に基づき再々委託を行う場合以降の当該再々委託の相手方等も、同様とする。以下同じ。)に対して、随時、実地の監査又は検査をすることができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託の相手方に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 乙は、甲からこの契約による業務の処理に関して改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の対応)

第16 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事故に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

4 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第17 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第18 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

Clinical key 仕様書

1. 含まれるタイトル

1	American Journal of Medicine
2	American Journal of Pathology
3	Clinical Radiology
4	Journal of American College of Cardiology
5	Journal of the American Society of Echocardiography
6	Lancet
7	Lancet Neurology
8	World Neurosurgery

2. 履行期間

令和6年1月1日～令和6年12月31日

3. 納入場所

秋田市千秋久保田町6-10

秋田県立循環器・脳脊髄センター

令和 年 月 日

地方独立行政法人秋田県立病院機構
理事長 鈴木 明文 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
印

入札参加資格確認申請書

2024年外国雑誌Clinical Keyの入札に参加する資格について確認されたく次の書類を添えて申請します。

なお、今回の入札にあたって提出した書類の内容については事実と相違ないこと及び入札説明書の「3 入札に参加するものに必要な資格」に定める必要な資格を有することを誓約するとともに、これらに違反したときは、本入札への参加を禁止され、又は本入札後に落札を取り消されても、何ら異議を申し立てません。

添付書類

入札説明書の3（3）を証明する書類

入札書

令和 年 月 日

契約担当者

地方独立行政法人秋田県立病院機構
理事長 鈴木 明文 様

代表者が 入札する 場 合	住所 商号又は名称 氏名	印
代理人が 入札する 場 合	代理人氏名 ----- 委任者の商号 又は名称	印

次のとおり入札します。

入札に付する事項	2024年外国雑誌 Clinical Key
入札金額	¥

備考：当該金額に10/100に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。

委任状

(印紙不要)

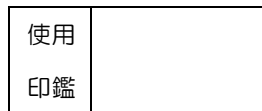
令和 年 月 日

契約担当者

地方独立行政法人秋田県立病院機構

理事長 鈴木 明文 様

私は、(受任者住所氏名)



を

代理人と定め、2024年外国雑誌 Clinical Key の入札に関する一切の権限を委任します。

委任者 住 所

商号又は名称

氏 名

印

Clinical key 仕様書

1. 含まれるタイトル

1	American Journal of Medicine
2	American Journal of Pathology
3	Clinical Radiology
4	Journal of American College of Cardiology
5	Journal of the American Society of Echocardiography
6	Lancet
7	Lancet Neurology
8	World Neurosurgery

2. 履行期間

令和6年1月1日～令和6年12月31日

3. 納入場所

秋田市千秋久保田町6-10

秋田県立循環器・脳脊髄センター

消費税算出表

No.	出版社	雑誌タイトル	数量	単位	本体価格 (リバースチャージ対象分)	本体価格 (消費税10% 課税対象分)	消費税及び 地方消費税 (10%)	合計	契約 金額 (税込)
—	—	Clinical Key 2024	1	誌				0	